

意見書第6号

防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書

近年、我が国は、地震・津波、台風、豪雨等による自然災害が頻発化しており、家屋の倒壊、河川の氾濫や堤防の決壊、土砂崩れなど、各地で甚大かつ深刻な被害をもたらしている。

こうした自然災害への備えを充実させ、住民の生命と財産を守り、将来にわたって安全安心な社会を維持、発展させていくために、防災・減災、国土強靱化対策を、一層のスピード感を持って、集中的に進めていくことが求められている。

そうした中、国においては、社会経済や国民の生活を支え、生命を守る重要インフラ等の機能向上のために、2018年度から本年度までの3年間で、集中的に対策を講じることとしている。

本市においても、台風や豪雨災害、そして切迫する南海トラフ巨大地震などの自然災害から市民を守るために、交通や国土保全、保健医療、情報通信など、多岐の分野にわたり各種事業を展開しているが、目標達成には至っておらず、引き続きこうした社会資本の整備を早急に進めていく必要がある。

よって、国においては、こうした状況を踏まえ、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、地方創生の取組とも連携した国土強靱化対策のより一層の推進が図られるよう、下記事項に特段の措置を講じることが強く要望する。

記

- 1 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を推進するため、国、県及び市町村が行う対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 2 3か年緊急対策後も、継続して国土強靱化対策を推進すること。また、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講じること。
- 3 長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月25日

延岡市議会

内閣総理大臣	内閣官房長官	衆議院議長
総務大臣	国土強靱化担当大臣	参議院議長
財務大臣	内閣府特命担当大臣（防災）	
国土交通大臣		